

国立大学法人東京農工大学知的財産の売払い又は貸渡しの対価として取得する株式等取扱規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (インサイダー取引の防止) 第14条 学長は、株式等の適正な売却を行なうため、インサイダー取引管理責任者を置き、理事(総務・財務担当)をもって充てる。 2・3 (略)</p>	<p>本則 (インサイダー取引の防止) 第14条 学長は、株式等の適正な売却を行なうため、インサイダー取引管理責任者を置き、理事(経営・企画担当)をもって充てる。 2・3 (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。